

本裁決書は行政不服審査法第 85 条の規定により公表するものです。

裁決書

審査請求人

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○○○○

処分庁 生駒市長 小紫 雅史

審査請求人が令和 6 年 4 月 1 7 日付けで提起した処分庁による保有個人情報の開示をしない旨の決定に対する審査請求について、生駒市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問し答申を得たので、次のとおり裁決する。

主文

本件審査請求を却下する。

理由

第 1 事案の概要

本件は、審査請求人が生駒市長に対し、個人情報の保護に関する法律に基づいて、「令和 ○年○月○日に総務課の情報公開窓口で、生活支援課の A 氏が（同課の B 氏がその場に同席していた際に）申立人に対して「(令和○年○月○日付け) 生第○○○号 保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」という文書に関する説明として「(生活保護手帳の P. 324 (3) 移送費 第 7-2 (7) 移送費ア（サ）の中に明記されている）その“承認”ってというのが、その、ケース（診断）会議で決めさせて貰った内容なんですよ。」と述べていた件につき、A 氏による、その旨の説明が法律上並びに生活保護行政上の言葉（または用語）の解釈という点からも、正しいものである事を示す文書や法的根拠等一式」の開示請求をしたところ、生駒市長が開示請求の対象となる文書は存在しないとして全部を開示しないことを決定したことに対し、審査請求人が、行政不服審査法に基づき、本件処分を取り消し、開示することを求めるものである。

第 2 審査請求人の主張要旨

開示しないこととした理由について、疑問点や不明点があり、文書での回答及び説明を求める「文書質問書」を提出したが、文書での回答を全面的に拒否されたため、いまだに理解できていない。そのため、開示請求書に記載した開示を求めた情報について全部開示するこ

とを求める。

第3 決定の理由

審査請求人の開示請求の対象は、「説明が法律上並びに生活保護行政上の言葉（または用語）の解釈という点からも、正しいものである事を示す文書や法的根拠等一式」の開示を求めるもので、これはすなわち正しいものであることの法的根拠の開示を求めるものである。よって、審査請求人の個人情報の開示を求めるものではなく、本件審査請求も、本件開示請求と同様、審査請求人の個人情報の開示を求めるものではない。

第4 結論

主文のとおり裁決する。

令和7年7月3日

生駒市長 小紫 雅史